

板木所有の心性:桂雲堂大阪支店における板木購入と 明治期後印本

磯部, 敦
奈良女子大学

<https://hdl.handle.net/2324/7434533>

出版情報 : 雅俗. 23, pp.4-19, 2024-07-15. 雅俗の会
バージョン :
権利関係 :



板木所有の心性

―桂雲堂大阪支店における板木購入と明治期後印本

磯部 敦

一 問題の所在

なんのために板木を買うのか。「版元にとって版木が財産であった」⁽¹⁾ことを想起すれば言わずもがなのことになるうが、明治十年代を背景に問うてみるならば、事情は変わってくるように思う。

明治十年代における出版営為の法的根拠は、明治八年（一八七五）九月の改正出版条例にある。その第一条と第二条は、次のように規定されている。

第一条 図書ヲ著作シ、又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版セントスル者ハ、出版ノ前ニ内務省ヘ届け出ヘシ。但シ、社則塾則引札ノ類、印刷シテ発売セサル者ハ此例ニアラス。

第二条 図書ヲ著作シ、又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フヘシ。此ノ専売ノ権ヲ版權ト云フ。但シ、版權ハ願フト願ハサルトハ本人ノ随意トス。故ニ版權ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ、免許ヲ請フヘシ。其願ハサル者ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス⁽²⁾。

出版前には内務省に届け出ること、そして版權、すなわち三十年間の専売権を確保したのであれば「願書」（版權願）が必要となるが、

版權が不要であれば出版届のみの提出となること、けれども出版届には専売権が設定されていないため「各人一般ニ出版スル」ことが可能となること、すなわち別書肆から別版が出版されても問題とならないことが規定されている。つまり、これまで本屋仲間が担ってきた独占機能や權益擁護機能を内務省が一元的に管理することになったのみならず、無版權書物については翻刻自由、重板お構いなしとなったのである⁽³⁾。大阪の河内屋一統のひとり三木佐助が「思ひも寄らぬ一新例」と驚いたのも、まさにこの点にあった⁽⁴⁾。

板株という概念の消失は、その権利を物理的に担保していた板木の機能をも変更することになる。こうした状況に先ほどの「版元にとって版木が財産であった」という文言を置いてみたとき、この「財産」のなかに板木（版）に対する排他的権利はもはや含まれておらず、あるのはただ板木使用料のみということになる。したがって、「なんのために板木を買うのか」という問いはそこに帰結していくのであるが、そのうえで検討してみたいのは、板木運用の具体的なありようである。出版営為を具体的に検討しようとするならば、その過程を示す出版元の内部文書に就きたいところではあるが、残存がきわめて稀であるという史料の限界がある。京都の書肆山城屋文政堂の、「近世期の本屋

仲間の間で日常的に夥しく遣り取りされたはずの文書」を分析した永

井一彰『藤井文政堂板木売買文書』は、そうした意味で貴重な事例集となっている^⑤。同書によって板木売買の具体的な過程や記録といった実態が明らかになっただけでなく、板木売買文書の読み方や検証のしかたといった方法論も提示されたのである。ただ、紹介するところの「藤井文政堂板木売買文書」百点（百二十八通）のうち明治期のものは十一点のみで、なかでも明治十年代の事例は八坂神社から文政堂に宛てた献本納品証一点しかない。同書には、佐々木竹苞楼所蔵の「竹苞楼『蔵板員数』」も翻刻紹介されており、「書名と板木枚数、相合か単独所有か、そして相合の場合は所持分の板木の板前（板木の分け方）、丁数、それに後日の売買に伴う板木移動など」を見ることができ、明治十年代の事例としてはこちらのほうが参考になろう^⑥。この文書記録と残存板木を照合分析した永井一彰「板木の分割所有」^⑦とともに、本稿では方法的に大きな示唆を得ている。

永井論文の焦点は「板前を詳しく記した竹苞楼の『蔵板員数』と、それに対応する膨大な板木」^⑧を照合し、板木分割所有のありようを板木との照合において物理的に検討することにあつたが、本稿では板木の所有や運用のありようを、書物それ自体との関わりにおいて検討する。検討対象は、先ごろまで奈良で営業していた桂雲堂豊住書店（江戸後期～二〇二一年十月）の大阪支店（以下、「桂雲堂支店」と略記）。同店の文書群より蔵版台帳を主だった検討史料として、この問題にアプローチしてみたい。

二 桂雲堂豊住書店略史と豊住書店史料

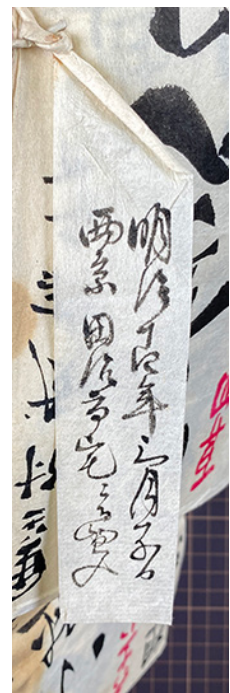
二・一 略史

桂雲堂豊住書店の来歴について、桂雲堂支店を中心に見ておこう。書店の始まりは確定的ではないが、『伊賀市史』によれば、幕末頃、豊住家三代目伊兵衛の頃より伊賀上野で出版活動を開始したという^⑨。屋号は桂雲堂。その伊兵衛が大阪に支店を開いたのは明治十二年（一八七九）頃のように、次男の幾之助を店主に立てていた。大坂本屋仲間『出勤帳』八十三番、明治十三年（一八八〇）五月二十六日記事に「新加入人『卸売下等』「古本商共」豊住箴之助」とあるが^⑩、明治十二年十月『書籍商仲間議員盟約簿』に「豊住箴之助」の名が確認でき^⑪、明治十二年には大阪に進出していたようすがうかがえる。当初の所付は「東区備後町四十番地」であつたが、明治十七年（一八八四）頃に「心斎橋北久宝寺町」に移転している。

豊住書店史料中、明治二十年（一八八七）七月付『改革主意書』によれば、「去ル十八年裁判事件已降大ニ声価ヲ落シ」たことに加えて多くの負債が本店（伊賀上野、豊住伊兵衛）を圧迫し、家業が傾いたことが記されている^⑫。同史料はその立て直し「改革」のために作成された「主意書」であつたわけだが、明治十九年（一八八六）一月四日付「支店身代譲受候確証」（大阪支店豊住弥太郎差出、伊賀本舗豊住御両親宛）に「本年本月々当大阪支店身代現今有姿之俣悉皆譲り受申候事」とあり、これにともなつて伊賀本店が「当支店現今有し候書籍新本古本他板及手板物等は無差別有之俣悉皆譲り受」けることとなつた。その後、明治二十一年（一八八八）頃に、幾之助は新たに奈良に設け

板木使用料は十部につき合計六十七銭五厘となっている。仕入員数項目には「十森本 十内」とあり、河内屋森本太助と豊住がこれらの板木を用いて『歴史綱鑑補』を十部ずつ作製している。相合書肆として、山内（河内屋山内八十七カ）、小伊（小島伊兵衛）、森本（河内屋森本太助）、秋宗（秋田屋宗栄堂田中太右衛門）、河源（河内屋前川源七郎）、内（豊住）が列記されており、山内と小島が二十三銭二厘五毛、森本と秋田屋が二十四銭、河内屋が六銭、豊住が六銭七厘五毛と、軒前に応じて所持板木十部の使用料が設定されている。下段には『歴史綱鑑補』を十部作製するにあたっての板賃や紙代等が明記されており、『歴史綱鑑補』の場合、十部につき三十八円十四銭かかることになる。丸板／相合に関わらず、ここが空欄になっていることが多い。

簿冊に戻って、表紙右肩貼付の題簽には「明治十八年二月改正／桂雲堂藏版書目録 〔豊住所有記三四冊之内〕と墨書されており、また、乙丙丁巻の後ろ表紙見返しには「大阪府下東区北久宝寺町四丁目十四番地／書林桂雲堂豊住幾之助所有／四冊の内」と墨書されている。板木の購入記録は必ずしも時系列ではないが、途中挿入の痕跡なくジャンルごとに分類されており、また本史料が「明治十八年二月」の「改正」、すなわち前出の明治十九年一月四日付『支店身代譲受候確証』にみる支店身代譲り渡しのほぼ一年前にあたることから、それを見据えて整理し、記録し直したものでないかと思われる。それまで使用していた台帳類は残存していない。支店譲り渡し後の明治二十三年まで書き継がれているが、本店の伊兵衛の動向であろうか。教科書などでは明治九年の記録も見られるが、先に見たように支店開業が明治十二年であることから、豊住伊兵衛藏版の板木を支店の幾之助に移したと見

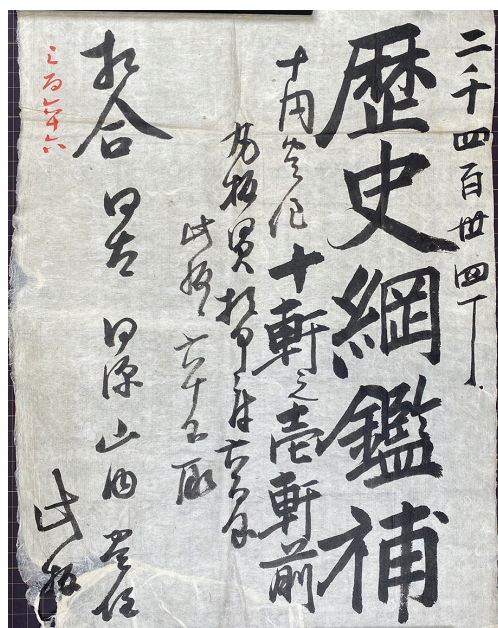


【図2】 豊住書店史料板木市文書より明治14年3月15日市会紙縫り

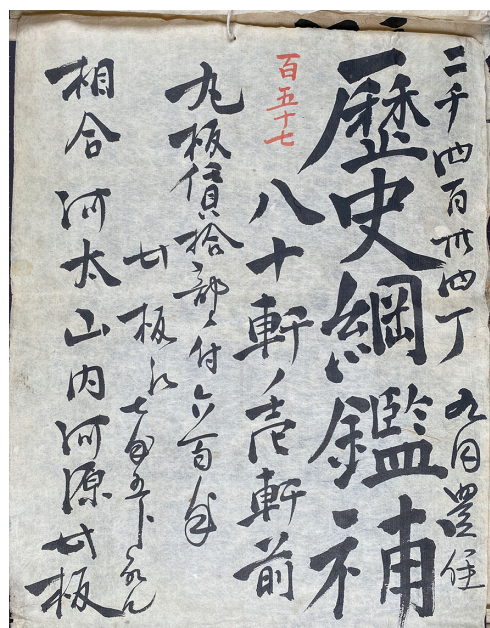
ておく。

ところで、豊住書店史料には『書目』に関わる史料として板木市文書群がある。これらは板木市会場で使用されていたものと思われるが、糊貼付痕等は見られず、見本として持参した板木や書物の上に置いたりしていたものかと思われる。出品番号（朱書）、書名、丁数、軒前、板賃、相合書肆、購入者（別筆）が墨書されており、市会ごとに紙縫りで綴じてある。紙縫りには、年月日会場等の市会情報が記載されている。【図2】は明治十四年（一八八一）三月十五日市会のもので、紙縫りには「明治十四年三月十五日／西京田治市宅二而買入」と墨書されている（会元の「田治」は田中屋治兵衛）。購入ののち自店の藏版書目録等に転記すれば不要になる文書のため、残存きわめて稀な史料といえよう。豊住書店史料の場合、参加市の文書がすべて残っているわけではなく、また、『書目』に市会情報が反映されていない記録も見受けられる。

先ほどの『歴史綱鑑補』を例に挙げてみよう。【図3】は明治十五年四月十五日伊丹屋善兵衛市会のもので、軒前は「八十軒ノ一軒前」、板



【図4】豊住書店史料板木市文書より明治16年5月22日市会記録



【図3】豊住書店史料板木市文書より明治15年4月15日市会記録

賃として「丸板賃拾部二付六百匁／此板江七匁五分取ル」、相合書肆は「河太 山内 河源 此板」で、豊住は「此板」を「九匁」で購入している。次の【図4】は明治十六年五月二十二日伊丹屋善兵衛市会のもので、軒前は「十軒之壱軒前」、板賃は「丸板賃拾部二付六百匁／此板へ六十匁取」、相合は「河太 河源 山内 豊住 此板」で、豊住は「此板」を「十匁」で購入している。両史料と前出『書目』とで異なるのは相合書肆であるが、明治十六年五月市会で売りに出された「此板」の蔵版主は確定できない。明治十五年四月市会時点で所持していた河内屋太助、河内屋源七郎、河内屋八十七の誰かが所持する板木の一部を売りに出したのか、あるいは明治十五年四月以降の市会で入手した誰かが売りに出したのか、残存史料からは特定することができない。明治十六年五月以降も売りに出されたようで、『書目』には小島伊兵衛と秋田屋太右衛門が相合に加わっているが、どの時点からなのか不明である。なお、これら板木市文書における価格表記に旧単位が見られるが、諸記録の比較から一匁＝一錢と見てよい。したがって、「六百匁」は六匁、「七匁五分」は七錢五厘、「六十匁」は六十錢となり、前述のとおり乙号「歴史綱鑑補」板賃は合計六十七錢五厘となるのである。

豊住書店に現存する板木は二百八十一枚であるが、そのなかには書名が特定できないものも含まれている。今のところ二十二点が『書目』と合致しているが、『書目』掲載書の三パーセントに過ぎず、また、各書における所持板木すべてが残っているわけでもない。そこで本稿では、刷り立てられた書物との関連、すなわち『書目』の記述が書物にいかにしてあらわれているかという点に着目する。

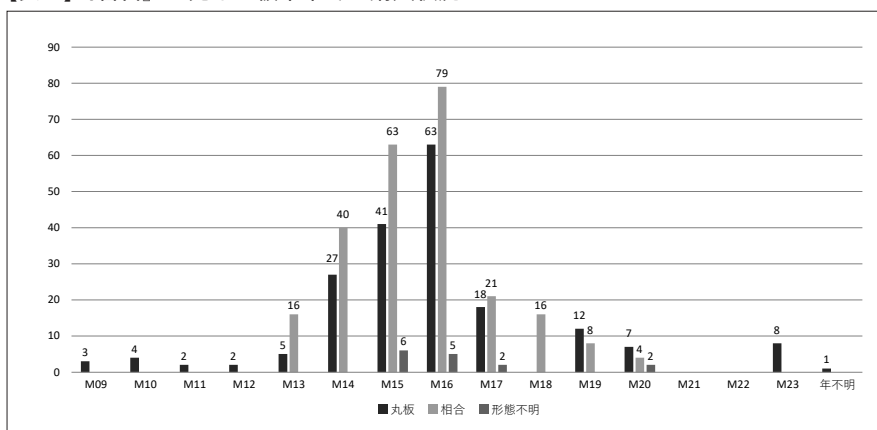
三 『書目』分析

三・一年別推移とその背景

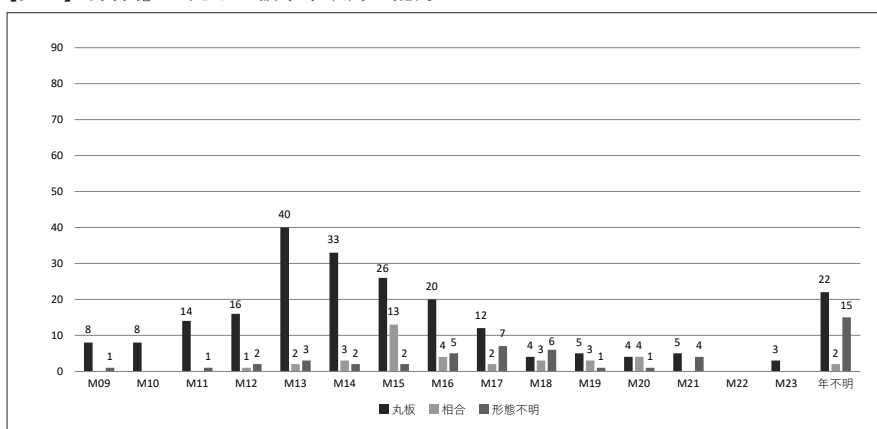
桂雲堂支店の活動傾向を把握するため、まずは『書目』記録から板木市購入書を抜き出して年別の点数推移を見てもよい。

『書目』には板木市で購入した記録もあれば、みずから開版した記録もある。先ほどの『歴史綱鑑補』のように購入市会の開催年月日や会元が明記されていればよいのだが、必ずしもすべての記録に反映されているわけではない。たとえば、『書目』乙号記載の『物理階梯字引』年月日欄は「明治十三年十二月十二日」となっている。この日は伊丹屋善兵衛会元による市が開催された日であり、軒前に「式軒ノ壱軒前」とあることから、おそらくは板木市での購入と見てよいのだろうが、もしかしたら相合書肆（河内屋岡島真七）と直接やりとりしたのかもしれない。背景事情を断定できないでいる。このように、『書目』記載年月日と板木市開催年月日が同じであっても市会不記載で断定できない例が散見されることから、次に掲げる【表1】【表2】の推移表は、単純に市会購入情報の有無で振り分けたものとなっている。また、複数回の市会で購入している場合は、それぞれの年に計上してあることも附言しておく。なお、『書目』軒前欄には蔵版形態が記入されており、相合であれば軒前の割合が、丸板

【表1】『書目』に見る、板木市での購入状況



【表2】『書目』に見る、板木市以外の記録



であれば「丸板」と記入されているのだが、何も記入されていない場合もある。そのときは「形態不明」に割り振った。

さて、【表1】を見てみよう。支店を開設する明治十二年以前で確認できるのは丸板数点のみで、これはおそらく伊兵衛が板木市で購入していた蔵版書が反映されているものかと思われる。支店開設後、明治十三年より相合が増えはじめていくが、その背景には本屋仲間への加入と、それに伴う大阪市会への参加があった。しかしながら、明治十六年を頂点として急激に減少していく。明治十九年に本店へ支店を譲渡することをふまえると、店舗移転の明治十七年から激減し、明治十八年（一八八五）には丸板が一点もなくなっている状況は、すでに支店の経営が傾きかけていたことを示しているよう。

一方、市会購入情報の無い記録に基づく【表2】は、その逆の推移となっている。既述のように市会購入情報の記載漏れの可能性はある――実際、次の【表3】の年別点数とくらべてみれば、いかに記載漏れが多いかが分かる――ものの、それを差し引いても、市会への参加を支店運営の中心に据えていた傾向が見てとれよう。市会参加を投入金額の面からまとめてみると、【表3】のようになる。先に【表1】より、明治十六年を頂点とした山型の傾向を指摘したが、明治十三年の投入金額三十六円を基準にしてみれば、明治十四年は三倍、明治十五年は約七倍半、明治十六年は約八倍もの金額を投入しているのである。

ここで、豊住書店史料『改革主意書』（明治二十年七月）に再度登場願おう。これによれば、「已ニ現在ノ負債高殆ト金壹千貳百圓之多額ニ及、此利子壱ヶ月金拾貳円ヲ消費ス」るほどになっており（句読点引用者）、早急に「大改革」を敢行せねばならぬ状況にあった。もともと

【表3】板木市文書に見る購入点数・合計額

開催年月日	会元	購入点数	総額	年別総額
明治13年 6月19日	前川善兵衛	5	10円45銭	36円 5 銭
明治13年12月12日	前川善兵衛	14	25円60銭	
明治14年 1月12日	前川善兵衛	16	24円85銭	98円12銭
明治14年 3月15日	田中治兵衛（京）	11	13円60銭	
明治14年12月 4日	前川善兵衛	39	59円67銭	273円34銭
明治15年 4月15日	前川善兵衛	47	92円69銭 5 厘	
明治15年 4月15日		21	5 円15銭	
明治15年11月17日	前川善兵衛	34	109円53銭 5 厘	
明治15年12月 9日	田中治兵衛（京）	36	65円96銭	292円91銭 5 厘
明治16年 4月16日	前川善兵衛	48	65円 3 銭 5 厘	
明治16年 5月22日	前川善兵衛	56	102円67銭 4 厘	
明治16年10月13日	田中治兵衛（京）	9	15円15銭	
明治16年12月 7日		57	110円 5 銭 6 厘	188円59銭 6 厘
明治17年12月 4日	前川善兵衛	36	126円 6 銭	
明治17年（月日不明）		12	62円53銭 6 厘	9 円10銭
明治18年 5月24日		13	9 円10銭	
明治19年 5月24日	前川善兵衛	18	11円59銭 9 厘	11円59銭 9 厘
明治20年 6月17日		22	15円83銭 7 厘	15円83銭 7 厘
明治23年 2月17日	前川善兵衛	10	21円95銭	21円95銭
（開催年月日不明）		8	29円85銭	

若干の負債があったことに加え、豊住謹治郎分家の際の出費（津に分店を設置）、本店の造作などが時期的に重なっていったいき、「此合計金額殆ト壱万壱千五百圓之消費ニ及、是ニ依テ頭書ノ負債ヲ生ス」るようになったのだというが、この「合計金額」や「負債」のなかには

「近年板木買入金及新板彫刻物等総金額三千八百余円ニ及、且支店譲渡現品及敷金并二貸売金合計凡式千余円、同支店ノ負債引受金額凡式百円」も含まれていた。なぜ支店の出費が嵩んでいたのか。

如此ク纔カノ年限ニ斯モ支店ノ衰態ニ及ヒタル原因ハ、元來商法上不熟練ノ所、前後始終ノ考案無之、只無闇ニ手ヲ広ケ、支店所

有之物品ハ勿論、中間内ノセリ物品

ヲ莫大携帯シ、旅■ニ出、過半ハ貸

込商内ニシテ貸倒シ、増殖シ、殆ト

損毛ヲ醸ス。(■箇所不読)

同史料は、幾之助が「商法上不熟練ノ所」に「前後始終ノ考案無之、只無闇ニ手ヲ広ケ」て貸し倒れになって負債が生じていったとするが、では、その幾之助が「無闇ニ手ヲ広ケ」られるだけの資金はいったいどこにあったのだろうか。

『書目』は甲号を除いてジャンルが立項されているが、『表4』は、このジャンルごと記載点数を丸板、相合、形態不明(丸板なのか相合なのか不明)に分けて一覧化したものである。『書目』四冊記載の合計点数は六百九十九点であるが、一点につき複数回板木を購入している場合はその都度計上していることから、総計七百六十二点となっている。文政堂板木売買

文書を分析した永井前掲書は、板木所持形態について「丸であるのか相合であるのか判らない92点を除く311点のうち、丸板・丸株売買が112点、分割所有による売買が199点で、全体の約64%が分割所有による相合版という計算」になり、竹苞楼『藏板員数』でも所有形態が不明な十三点を除いた「309点のうち丸とするものは1

【表4】『桂雲堂蔵版書目録』ジャンル別数値

		丸板 ○	丸板 ×	相合 ○	相合 ×	形態不明 ○	形態不明 ×	合計
合計 (1)		413		284		65		762
合計 (2)		156	257	34	250	31	34	762
甲号	(オモテ)	121	33	7		31	7	199
	(ウラ)		17				9	26
乙号	曆史ノ部	1		4	18		1	24
	經書ノ部	1	4	3	43		2	53
	文集ノ部	4	2	9	16			31
	詩集ノ部	7	7		15			29
	作文ノ部	4	4	2	15			25
	字引集 節用類	3	5	3	22		7	40
	易 家相 方位 占ノ部		10	2	17			29
丙号	国史ノ部	1	3		12			16
	歌書ノ部	2	2	1	9		3	17
	俳書ノ部	5	13		4			22
	算学ノ部		8					8
	軍書 絵本 隨筆 草双紙	3	21		9		1	34
	名所及図絵 仮名物 遊芸	1	7	1	36		1	46
	心学及説教		3	1	5			9
	医書ノ部		1		2			3
	活花 立花 生花ノ部		2					2
	小謡ノ部		6					6
	法帖 正面 墨字 左板	1	18		1			20
	地図書ノ部	1	7					8
	小学用書ノ部		11		7		2	20
丁号	字書及 書画譜部	1	6	1	7			15
	用文章類		15		6		1	22
	往来書部		36		5			41
	女用書部		5					5
	附込ノ部		11		1			12

「丸板○」「丸板×」などの○×記号は、板木使用の有無(『書目』『仕入員数記』項記事の有無)を示す。

に揃いであつたことの意味は大きい。稲岡勝「明治検定期の教科書出版と金港堂の経営」は、「かつての翻刻出版は売込先の確保さえできれば、あとは印刷製本するだけでどの書肆も参入可能な商売であつた」⁽²⁰⁾と、教科書出版への参入メリットを指摘する。もともと豊住伊兵衛は「三重県下書林学校用書籍所」を名のつており（明治十年「二八七七」『小学算術書』巻四奥付ほか）、明治二十年七月付『改革主意書』第三条でも「伊勢地方及江州、其他遠国、取引ハ総テ改革中ハ廃シ、伊賀地方及名張等、并津分店并大坂支店等ヲ勤テ専一トスル」云々と記しているように、伊賀を中心として方々に広がる商圏を有していたのである。「商法上不熟練ノ」幾之助が「無闇ニ手ヲ広ケ」ることができた背景として、こうした安定的な収入の存在を指摘しておきたい。もちろん、これらはあくまでも「仕入員数」であつて、全て捌けたことを意味してはいない。流通先については仕入台帳など別帳簿を参照する必要があるが、豊住書店史料にそうした台帳はない。したがって、右の各月記載部数が捌けたことによる収入が幾らであつたのか、総計「八千五百部」が金額にしてどれほどのものなのかまでは知りえないという史料の限界もあわせて確認しておく。

なお、稲岡前掲論文によれば、明治十八年に文部省蔵版教科書の分版、すなわち翻刻の禁止措置が取られていたという⁽²¹⁾。民間書肆による教科用書の粗製濫造に対して、各府県から文部省に直接払下げの要望が出るようになったというのだ。結果、教科書取り扱いの要件が厳格化し、「教科書を出すには、まがりなりにも相当な資本と編纂の才覚が不可欠の要件」になつていく。明治十八年といえ、桂雲堂支店の経営悪化が顕著になつて翌年に本店に店舗を譲渡するときである。明

治十八年十九年にも「仕入員数」記録が『書目』甲号にあることは、この政策に対する各府県の導入に時差や温度差があつたことを示しているが、「一般書肆の参入をしめ出し、代わりに身元が確かで財力のある書肆の独占」を促すこの政策は、「十八年裁判事件已降大ニ声価ヲ落シ」、さらに多くの負債を抱えた豊住本店にとっては大きな痛手であつたと見てよからう。明治二十年四月には「文部省出版図書払下規則」によつて文部省発売図書が甲部（尋常小学校読本、小学校簡易教科図書）と乙部（高等小学校、師範学校各教科図書、高等諸学科用書）に分かれたれ、その売捌の参入にも厳しい条件が付くようになる⁽²²⁾。もはや、豊住伊兵衛が食い込む余地も余裕もなかつたのである。

三・二 相合形態における板木使用の実際

相合版とは「複数の書肆が共同で出版した書籍」のことで、「原則的には、出資の多寡に応じた部分株をそれぞれ持ち合」う形態をとる⁽²³⁾。先ほど『書目』記載の一例として揚げた『歴史綱鑑補』も相合で、「出資の多寡」、すなわち軒前に応じて板木使用料が支払われることになる。

『書目』丙号記載の『山海名物図絵』全五冊を見てみよう【図5】。

管理番号は百一番で、「名所及図絵仮名物遊芸」に分類。桂雲堂支店は、同書の板木を明治十六年十二月七日開催の伊丹屋善兵衛市で「ヲ〇ヤム」（二円六十銭）で購入している。序跋を含めて墨付全九十四丁のうち二丁分、四丁張りの板木一枚の所持になる。板木使用料は、「此板へ拾部二付正味金五銭取」と定められている。軒前は、十六軒の一軒前。相合書肆は、伊丹屋善兵衛（四銭）、河内屋喜兵衛（二銭）、河内屋太助（一銭）、河内屋佐助（五厘）、北宋（不明、北村宗助力、五

第百五十五號 附定帳		明治十六年二月七日 大坂市 京 買入	全部	内板数 八丁板
外題		山海名物圖繪	五冊	代價金 三〇マム
九墨附九拾四丁 内分初丁		九板 拾部 附正味金 五錢 取	拾部 附板 拾部 附板 拾部 附板	金
相記		仕入	同 紙 同 板 同 板 同 板	金
合相		仕入	同 紙 同 板 同 板 同 板	金
合計		仕入	同 紙 同 板 同 板 同 板	金

【図5】豊住書店史料『桂雲堂蔵版書目録』丙号より第101号「山海名物図繪」

第百五十六號 附定帳		明治十四年三月四日 大坂市 京 買入	全部	内板数 八丁板
外題		春秋國語定本	六冊	代價金 三〇マム
九墨附九拾四丁 内分初丁		九板 拾部 附正味金 五錢 取	拾部 附板 拾部 附板 拾部 附板	金
相記		仕入	同 紙 同 板 同 板 同 板	金
合相		仕入	同 紙 同 板 同 板 同 板	金
合計		仕入	同 紙 同 板 同 板 同 板	金

【図6】豊住書店史料『桂雲堂蔵版書目録』乙号より第25号「国語定本」

厘」と購入者の桂雲堂支店（五厘）の六肆。板木使用料の五厘を一軒前とすれば、伊丹屋善兵衛は八軒前、河内屋喜兵衛は四軒前、河内屋太助は二軒前で他は一軒前。合計すれば十七軒となるのだが、板木市文書のほうでも「十六軒の一軒前」となっており、だとすれば各書肆取り分の記載ミスだろうか。同書、『書目』によれば仕入員数項に「十五森」とあり、河内屋森本太助がこれらの板木を使用して十五部刷り立てている。これによって桂雲堂支店には七錢五厘の使用料が河内屋太助から支払われることになるが、投下資金の五パーセント弱ほどでしかなく、回収にはほど遠い金額であった。

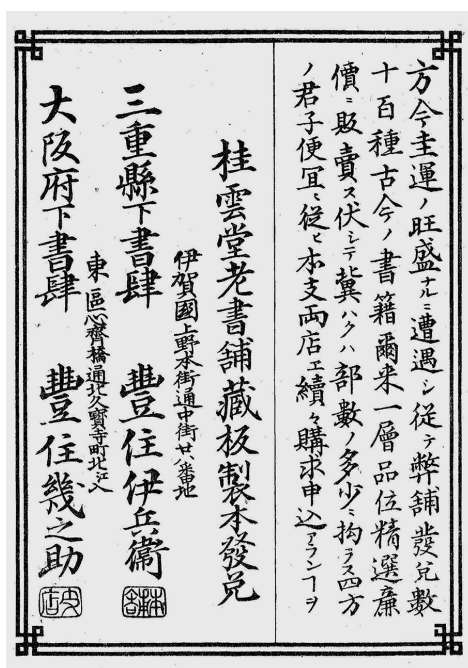
もう一つ、『書目』乙号記載の『春秋外伝 国語定本』全六冊を見ておこう【図6】。管理番号は二十五号で、「経書之部」に分類。桂雲堂

支店は同書の板木を明治十四年十二月四日開催の伊丹屋善兵衛市で「フ〇」（四円）で購入している。軒前は八十軒の一軒前で、墨付き全三百四十二丁のうち二丁分（四丁張板木一枚）にあたる。使用料は十部につき二錢四厘七毛五糸で、明治十七年十月までに「七百七十」の仕入れがあったことから、桂雲堂支店には約二円の板木使用料が入ったことになる。この使用状況をふまえてのことと思われるが、明治十九年五月二十四日開催の伊丹屋善兵衛市で二丁張板木十五枚を「サムミメ」（二十五錢）で追加購入。軒前は十一軒の一軒前で、板木使用料は十八錢。同書に関して桂雲堂支店は二十錢四厘七毛五糸を設定できるようになったわけだが、明治十七年十月以降にこれらの板木が使用された形跡はない。

【表4】からも明らかのように、桂雲堂支店においては使用されなかった板木のほうが圧倒的に多い。板木は使われてこそ利益が生まれるわけだから、桂雲堂支店の板木はほぼ死蔵であったと言つてよいだろう。前掲豊住書店史料『改革主意書』（明治二十年七月）が「元来商法上不熟練ノ所、前後始終ノ考案無之、只無闇ニ手ヲ広ケ」ていった幾之助に「纔カノ年限ニ斯モ支店ノ衰態ニ及ヒタル原因」を求めたのも、こうした状況に鑑みてのことではあったかと思われる。相合形態が多く見られる『書目』乙号の漢籍、丙号の国史、歌書、名所図会類は、そもそも短いスパンで何度も増刷するものではなく、安定的に使用されるテキスト類であつたりするからこそ部分的にでも板木を所有し、本替えなど必要に応じて都度刷り立てられる状況を作つておくことのほうに意味のある書物群である。桂雲堂支店の動向は手堅い方法とも言えるが、冒頭に述べた明治八年の改正出版条例下にあつて無版權書物の板木分割所有は慣習の域を超えるものではない。積極的な相合への参加は、板木を介して他書肆とつながろうとした、後発ゆえの支店運営であつた。

三・三 後刷り本のスタンス

桂雲堂支店が関与した本を見ていくと、刊行年月日のない奥付記事が散見される。所付や刷りの状態などから明治期のものであると推測される、ときに「明治期後印本」などと称されたりするものである。『一休諸国物語図会拾遺』の奥付記事【図7】は『庭訓往来諺解大成』でも使用されているが、所付「心斎橋通北久宝寺町北江入」の箇所は、『擁書漫筆』『玲瓏隨筆』等に見られる「備後町四丁目四拾番地」を入



【図7】国文学研究資料館国書データベース公開画像より『一休諸国物語図会拾遺』（国文学研究資料館所蔵）。
<https://doi.org/10.20730/200002981>

れ本修訂したものである。ほかに、たとえば『つれづれ艸』【図8】のように「皇漢洋書籍発売所」として豊住伊兵衛と豊住幾之助を並記するものもあるが、『草庵玉箒集』のように末尾「蔵版製本之記」が無い奥付記事もあり、所付も『つれづれ艸』のように備後町のものや『敵討勝山草紙』のように入れ本修訂した北久宝寺町のものがある。また、『俳諧小柴垣』に押捺された朱印記事「大坂府下／北久宝寺町／心斎橋筋北／書肆桂雲堂／豊住幾之助／精選発兌記」などもある。『書目』で確認できる刊行不明本の「仕入員数記」を見てみると、

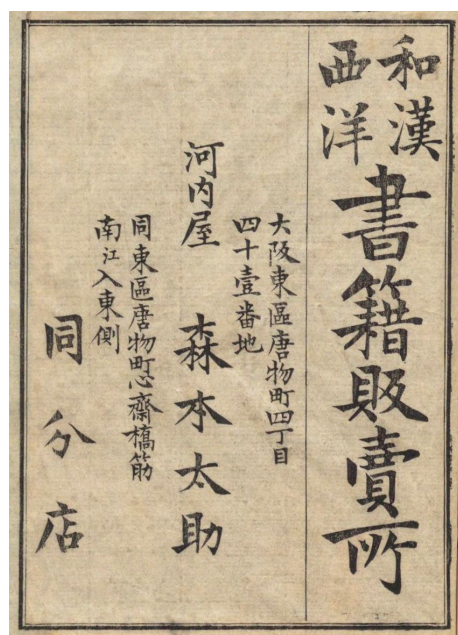
『敵討勝山草紙』十冊（甲百十九号）丸・百二十部

『草庵玉箒集』十冊（甲百二十六号）丸・二十部

『誠意伯詩集』四冊（乙百二号）丸・二百部

『つれづれ艸』二冊（丙二十九号）丸・八十五部

阪における書物の安売り合戦のなかに『一休諸国物語図会』が確認でき⁽²⁴⁾、この文脈のうえに同書を置いてみれば、支店譲受後の本店が時流を見て十部単位で刷り立てたというストーリーが言えそうではある。当たり前のことであるが、板本を所有していれば、あるいはまた、相合で板本の分割所有に関与していれば、本替えであれ刷り置きであれ、必要に応じて刷り立てることが可能である。あらためて板本を彫つたり活版で新たに製版したりするより手間も資金もかからず、そのフットワークの軽さにこそメリットがある。興味深いのは、出版条例がこうした後刷り本を法的範囲の外に置いていることである。同条例によれば、「出版ノ図書ニハ著訳者ノ住所氏名ヲ記」し「何年月日出版或ハ何年月日版權免許ト記シ版主ノ住所氏名ヲ記」さねばならないこと（第二十一条）、そして「図書刻成ノ上ハ製本三部ヲ内務省ヘ納」めねばならないこと（第二十条）が規定されているが、あくまでも同条例が念頭に置いているのは「図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版」（第一条）するときなのである。「社則塾則引札ノ類印刷シテ発売セサル者ハ此例ニアラス」（第一条但書）。つまり、後刷り本は「社則塾則引札」と同じく「印刷シテ発売セサル者」として出版条例の範囲外にあるもの、非「出版」物としてすでに流通している／していた書物と同じものとして扱われることになるのである。そして、「出版」物として見なさない／見なされないがゆえに、奥付記事も書肆名のみを簡略なものとなる。本節掲出の桂雲堂支店奥付然り、本節冒頭で触れた『山海名物図会』河内屋太助印本奥付然り、である。国立国会図書館所蔵の河内屋太助印本『山海名物図会』に就いてみると、「宝暦四年甲戌初夏吉日／寛政九年丁巳初春求板」「浪華書林 梶木町渡辺筋 播磨屋幸



【図10】『日本日本山海名物図会』巻五奥付（河内屋森本太助）。国立国会図書館デジタルコレクション（インターネット公開資料）。
<https://dl.ndl.go.jp/pid/1880978>

兵衛／心齋橋通南久太郎町 塩屋長兵衛／同 塩屋卯兵衛」の本刊記そのままに別刊記【図10】を巻五末尾に付け加えている。既述のように『山海名物図会』は六肆相合であるが、伊丹屋善兵衛をはじめとする相合書肆の名前はどこにも出てこない。逆に言えば、こうした簡略な付刊記の向こうには、後印本ゆえに手間を省く皮算用や板本使用料を設定していた相合書肆らがいるということでもあるのだ。

四 今後の課題として

本稿では、版權取得が届出制になったことで板株が消滅した明治八年改正出版条例下における板本所有と運用のあり方について、桂雲堂大阪支店の史料をとおして検討してきた。

大阪では、明治十八年から二十年の安売り合戦が活版印刷、とりわけ紙型利用による活版洋装本の濫造をもたらしたが⁽²⁶⁾、その直前の明治十七年五月には活版印刷業仲間が結成されており、四十三名が連署している⁽²⁶⁾。その頃の桂雲堂支店は経営悪化の一途をたどっていたため、活版印刷の胎動と、そうした動きへのスタンスを豊住書店史料からは看取しえない。ただ、板木市で焼板まで購入していることに鑑みると、『改革主意書』の幾之助評はまんざら誇張でもないように思えてくる。前節で取りあげた『一休諸国物語』のうち、桂雲堂支店が三十軒の一軒前で所有する『一休諸国物語可笑記』『一休諸国物語評判』『一休諸国物語目なし艸』の板木は焼板であるのだが、明治十五年十二月九日の板木市でこの焼板も含めて『一休諸国物語図絵』としてまとめて売り出されていたものを購入しているのである。焼板を所有したところで出版条例の面から権利が担保されることなどないわけで、購入メ리트は『一休諸国物語図絵』の相合に参加すること、すなわち各書肆と商売上の接点を持つことと板木使用料という点に求めることができるだろう。とはいえ、こうした慣習的なありようは、たとえば「明治末にあっても板木の売買は盛んに行なわれ、板木市の開催も大正にまで及んでいた」と永井が指摘するように⁽²⁷⁾、直線的な新旧交代でもないのである。活版印刷や洋装が主流化していくなかで、では、求板本であることを奥付に明記するのはなぜなのだろうか。あるいはまた、板木や板本、刊と印をめぐる心性はいかなるものであったのだろうか、といった疑問がおのずと湧いてこよう。今後の検討課題である。

注

- (1) 『日本古典籍書誌学辞典』『版木』項（岩波書店、一九九九年）四六九頁。
- (2) 『法規分類大全』文書門（内閣記録局、明治二十四年（一八九一）三一頁。引用に際して句読点を付してある。なお、明治十六年六月二十九日付太政官布告第二二号により、第一条文言「出版ノ前ニ」は「出版ノ日ヨリ到達日数ヲ除キ十日前ニ」と改められている。
- (3) 拙稿「明治前期東京出版業者名寄せ」、磯部敦編『明治前期本屋書き附・東京出版業者名寄せ』（金沢文圃閣、二〇一二年）二八三頁。
- (4) 三木佐助『玉淵叢話』下（開成館、明治三十五年（一九〇二））一七頁。
- (5) 永井一彰『藤井文政堂板木売買文書』（日本書誌学大系九七、青裳堂、二〇〇九年）二頁。
- (6) 同前、一八二頁。
- (7) 『総合研究所所報』一七号（奈良大学総合研究所、二〇〇九年三月）。
- (8) 同前、三頁。
- (9) 『伊賀市史』第二巻通史編・近世（伊賀市、二〇一六年）七六四頁。
- (10) 『大坂本屋仲間記録』七巻（大阪府立中之島図書館、一九八五年）二二五頁。
- (11) 『大坂本屋仲間記録』十巻（大阪府立中之島図書館、一九八三年）四六四頁。
- (12) 同史料にいう「裁判事件」とは津分店主となる豊住謹治郎に関わっていることと思われるが、詳細は不明。
- (13) 明治二十一年十一月三十日付『興和之友』一号に、「奈良椿井町」（書林）豊住支店敬白」の広告が確認できる。『興和之友』は、奈良における大同団結運動の拠点となった雑誌。山上豊「奈良県における明治二十年代の政論新聞について——『養徳新聞』と『興和之友』を中心に」（横田健一先生古稀記念会編『文化史論叢』下、創元社、一九八七年）を参照。
- (14) 豊住書店史料より、明治二十六年（一八九三）一月二十六日付「営業届」。作成は豊住伊兵衛（添上郡奈良町大字餅飯殿十六番屋敷）。
- (15) 昭和十年版『全国書籍商総覧』（新聞之新聞社、一九三五年）奈良県五頁。
- (16) 外題には誤記が散見される。注5永井前掲書においても、文政堂文書の

書名欄に誤記が散見されることから「本の中身を理解しないまま板木を遣り取りしているのではないかとさえ思わせる」とし、「ことは文政堂・竹苞楼両店の問題に留まらず、出版が産業化した近世後期にはありがちなこととして注意しておくべき現象であろう」と指摘する（二五三頁）。

(17) 注5 永井前掲書、二五四頁。

(18) 宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』（同朋舎出版、一九八二年）二七九頁。

(19) 注5 永井前掲書、二五六頁。

(20) 稲岡勝『明治出版史上の金港堂——社史のない出版社「史」の試み』（皓星社、二〇一九年）一七三頁。初出は、『研究紀要』二四号（東京都立中央図書館、一九九四年三月）。

(21) 同前、一七三頁。

(22) 教科書甲乙部図書売捌制度の導入前後に見る、奈良における出版環境の地殻変動については、拙稿「『改正日本地誌略略暗記問答』にみる奈良の売弘人たち（下）——地域の書物文化環境を調べるために（4）」『書物学』二十四号、勉誠社、二〇二三年八月）を参照されたい。

(23) 注1『日本古典籍書誌学辞典』「相合版」項、一頁。

(24) 兎屋支店、駈々堂、東京屋がそれぞれ「一休諸国物語図絵」を売り出している。この時期の大阪における出版動向については、拙稿「紙型と異本」『書物学』八巻、勉誠出版、二〇一六年八月）、拙稿「歴史を「編輯」する——群生する『近世太平記』『明治太平記』の内と外」『文学』十六巻四号、岩波書店、二〇一五年七月）、木戸雄一「版権免許」という惹句——明治十九年『大阪朝日新聞』の出版広告」（新日本古典文学大系明治編「月報」一八、岩波書店、二〇〇五年八月）を参照されたい。

(25) 注24拙稿「紙型と異本」を参照。

(26) 『大阪印刷百年史』（大阪府印刷工業組合、一九八四年）三四六～三四七頁。

(27) 注5 永井前掲書、三〇七頁。竹苞楼『蔵板員数』には、大正五年（一九一六）十一月開催の板木市（大阪）まで記録されている。

【付記】

豊住書店史料の調査にご理解・ご協力賜った豊住勝輝氏に心より感謝申し上げます。また、本稿は、二〇二三年十二月二日開催の日本出版学会秋季研究発表会（於同志社女子大学）における口頭発表「明治十年代、板木購入・運用の実態とその背景——桂雲堂豊住書店史料から見えてくるもの」に基づいている。当日、ご教示ご意見を賜った方々に御礼申しあげます。

なお、本稿はJSPS科研費（21K00458）「近代奈良県における書物文化環境の実態解明」による研究成果の一部である。